

一、本会議の審議概要

○昭和五十八年七月十八日 月曜日

事務総長は、国会法第七条の規定により、議長及び副議長が選挙されるまで、議長の職務を行うことを宣告した。

開会 午後十時二十一分

日程第一 議長の選挙

右の選挙は、無名投票の結果（投票総数二四二、過半数一二三）、木村睦男君が一二三一票をもつて当選した。

日程第二 副議長の選挙

右の選挙は、無名投票の結果（投票総数二四二、過半数一二三）、得票者が一人でかつその得票数（一一票）が過半数に達しなかつたため、議院に諮り、この得票者を当選人とすることに決し、阿具根登君が当選した。

事務総長は、議長木村睦男君を議院に紹介した。

議長木村睦男君は、就任の挨拶をした。

事務総長は、副議長阿具根登君を議院に紹介した。

副議長阿具根登君は、就任の挨拶をした。

備

考

七・一八 衆議院会期議決（六日間）

美濃部亮吉君は、議長及び副議長に対し祝辞を述べ、前議長及び前副議長に対し謝辞を述べた。

前議長徳永正利君及び前副議長秋山長造君は、挨拶をした。

日程第三 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

日程第四 常任委員の選任

議長は、本院規則第三十条により各常任委員を指名した。

日程第五 常任委員長の選挙

右の選挙は、動議によりその手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、内閣委員長に高平公友君、地方行政委員長に大河原太一郎君、法務委員長に大川清幸君、外務委員長に後藤正夫君、大蔵委員長に伊江朝雄君、文教委員長に長谷川信君、社会労働委員長に石本茂君、農林水産委員長に谷川寛三君、商工委員長に斎藤栄三郎君、運輸委員長に矢原秀男君、通信委員長に大木正吾君、建設委員長に青木薪次君、予算委員長に西村尚治君、決算委員長に安恒良一君、議院運営委員長に遠藤要君、懲罰委員長に小林国司君を指名した。

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、国民生活・経済に関する総合的かつ長期的な調査のため委員三十名から成る国民生活・経済に関する調査特別委員会、外交・総合安全保障に関する総合的かつ長期的な調査のため委員三十名から成る外交・総合安全保障に関する調査特別委員会、科学技術振興に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員二

十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、選挙制度に関する調査のため委員二十五名から成る選挙制度に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、エネルギーに関する諸問題を調査し、総合的かつ長期的な対策樹立に資するため委員二十名から成るエネルギー対策特別委員会を設置することに全会一致をもつて決し、議長は直ちに特別委員を指名した。

議長は、本日はこれにて延会する旨を宣告した。

延会 午後十一時二十四分

○昭和五十八年七月二十二日 金曜日

開会 午前十一時二分

永年在職議員表彰の件

右の件は、議長発議により、国会議員としての在職二十四年の前議員中尾辰義君、柏原ヤス君、小平芳平君を院議をもつて表彰することに決した。

日程第一 裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

右の件は、裁判官弾劾裁判所裁判員寺田熊雄君、白木義一郎君、裁判官訴追委員藤原房雄君、近藤忠孝君、同予備員小笠原貞子君の辞任を許可することに決した。

日程第二 裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

右の選挙は、動議により、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員、皇室會議予備議員、皇室經濟會議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に山内一郎君、増田盛君、世耕政隆君、八百板正君、飯田忠雄君、橋本敦君、同予備員に宮澤弘君（第二順位を第一順位に変更）、白木義一郎君（第二順位）、佐藤昭夫君（第三順位）、中山千夏君（第四順位）、裁判官訴追委員に土屋義彦君、古賀雷四郎君、岡田広君、矢田部理君、峯山昭範君、内藤功君、柳澤鍊造君、同予備員に藤井孝男君（第二順位を第一順位に変更）、沖外夫君（第二順位）、藤原房雄君（第三順位）、拔山映子君（第四順位）、山田耕三郎君（第五順位）、皇室會議予備議員に藤田正明君（第一順位）、三治重信君（第二順位）、皇室經濟會議予備議員に山内一郎君（第一順位）、柄谷道一君（第二順位）、検察官適格審査会委員に安永英雄君、同予備委員に杉山令肇君（安孫子藤吉君の予備委員）、青島幸男君（安永英雄君の予備委員）、國土審議会委員に初村滝一郎君、河本嘉久藏君、中西一郎君、瀬谷英行君、馬場富君、國土開発幹線自動車道建設審議会委員に坂野重信君、岩動道行君、上條勝久君、野田哲君、太田淳夫君、北海道開發審議会委員に北修二君、丸谷金保君、日本ユネスコ国内委員会委員に立木洋君、小西博行君、鉄道建設審議会委員に藤田正明君、中山太郎君、小柳勇君、桑名義治君を指名した。国家公務員等の任命に関する件

右の件は、臨時行政改革推進審議会委員に宇佐美忠信君、大槻文平君、柴田護君、瀬島龍三君、谷村裕君、土光敏夫君、榎枝元文君、日本国有鉄道再建監理委員会委員に加藤

寛君、亀井正夫君、住田正二君、隅谷二喜男君、吉瀬維哉君を任命したことを承認することに決した。

委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

右の件は、次の案件について委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十六年度特別会計歳入歳出決算、

昭和五十六年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十六年度政府関係機関決

算書

一、昭和五十六年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和五十六年度国有財産無償貸付状況総計算書

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

国民生活・経済に関する調査特別委員会

一、国民生活・経済に関する調査

外交・総合安全保障に関する調査特別委員会

一、外交・総合安全保障に関する調査

科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

散会 午前十一時七分

二、議案の審議経過

(1) 議案件數表

(2) 議案件件名一覧

(件名の上の数字は提出番号を示す。)

● 内閣提出法律案（一一件）（いずれも前国会から継続）

国会 第九十九回	衆議院継続（一一件）
国会 第九十八回	道路運送車両法等の一部を改正する法律案
国会 第九十七回	環境影響評価法案
国会 第九十六回	刑事施設法案
国会 第九十五回	留置施設法案
国会 第九十四回	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案
国会 第九十三回	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
国会 第九十二回	国家行政組織法の一部を改正する法律案
国会 第九十回	医療法の一部を改正する法律案
国会 第八九回	国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案
国会 第八八回	日本学術会議法の一部を改正する法律案

● 衆議院議員提出法律案（四七件）（いずれも

前国会から継続）

国会 第九十八回	湖沼水質保全特別措置法案
国会 第九十三回	児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案
国会 第九十三回	国籍法の一部を改正する法律案
国会 第九十三回	最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案
国会 第九十三回	最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案
国会 第九十三回	刑事訴訟法の一部を改正する法律案
国会 第九十三回	刑法の一部を改正する法律案
国会 第九十三回	会計検査院法の一部を改正する法律案
国会 第九十三回	学校教育法等の一部を改正する法律案

国第 九 十 四 回	日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部 を改正する法律案	国会 九 十 四 回	環境影響事前評価による開発事業の規制に する法律案	国会 九 十 四 回	水俣病問題総合調査法案	国会 九 十 四 回	学校教育法の一部を改正する法律案	国会 九 十 四 回	公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職 員定数の標準等に関する法律案	国会 九 十 四 回	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する 法律案	国会 九 十 四 回	労働基準法の一部を改正する法律案	国会 九 十 四 回	利息制限法の一部を改正する法律案	国会 九 十 四 回	地方公営交通事業特別措置法案	国会 九 十 四 回	雇用保険法の一部を改正する法律案	国会 九 十 三 回	国議員及び内閣総理大臣その他の国務大臣 の資産の公開等に関する法律案	国会 九 十 三 回	行政機関の公文書の公開に関する法律案	国会 九 十 三 回	国の行政機関の職員等に対する営利企業への 就職の制限等に関する法律案		
国第 九 十 八 回	利 息 制 限 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案	国会 九 十 六 回	公 文 書 公 開 法 案	国会 九 十 六 回	所 得 税 の 物 価 調 整 制 度 に 關 す る 法 律 案	国会 九 十 六 回	公 立 幼 稚 園 の 學 級 編 制 及 び 教 職 員 定 數 の 標 準 に 關 す る 法 律 案	国会 九 十 六 回	沖 縄 縣 に お け る 駐 留 軍 用 地 等 の 返 還 及 び 駐 留 軍 用 地 跡 地 等 の 利 用 の 促 進 に 關 す る 特 別 措 置 法 案	国会 九 十 六 回	定 年 制 及 び 中 高 年 齡 者 の 雇 入 れ の 拒 否 の 制 限 等 に 關 す る 法 律 案	国会 九 十 六 回	國 家 公 務 員 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案	国会 九 十 六 回	地 域 交 通 整 備 法 案	国会 九 十 六 回	交 通 事 業 に お け る 公 共 割 引 の 國 庫 負 担 に 關 す る 法 律 案	国会 九 十 六 回	住 宅 保 障 法 案	国会 九 十 六 回	医 療 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案	国会 九 十 六 回	道 路 運 送 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案	国会 九 十 六 回	商 業 用 レ コ ー ド の 公 衆 へ の 貸 与 に 關 す る 著 作 者 等 の 權 利 に 關 す る 法 律 案	国会 九 十 六 回	訪 問 販 売 等 に 關 す る 法 律 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案
国第 九 十 三 回	公 文 書 公 開 法 案	国会 九 十 三 回	利 息 制 限 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案	国会 九 十 三 回	公 立 幼 稚 園 の 學 級 編 制 及 び 教 職 員 定 數 の 標 準 に 關 す る 法 律 案	国会 九 十 三 回	沖 縄 縣 に お け る 駐 留 軍 用 地 等 の 返 還 及 び 駐 留 軍 用 地 跡 地 等 の 利 用 の 促 進 に 關 す る 特 別 措 置 法 案	国会 九 十 三 回	定 年 制 及 び 中 高 年 齡 者 の 雇 入 れ の 拒 否 の 制 限 等 に 關 す る 法 律 案	国会 九 十 三 回	國 家 公 務 員 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案	国会 九 十 三 回	地 域 交 通 整 備 法 案	国会 九 十 三 回	交 通 事 業 に お け る 公 共 割 引 の 國 庫 負 担 に 關 す る 法 律 案	国会 九 十 三 回	住 宅 保 障 法 案	国会 九 十 三 回	医 療 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案	国会 九 十 三 回	道 路 運 送 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案	国会 九 十 三 回	商 業 用 レ コ ー ド の 公 衆 へ の 貸 与 に 關 す る 著 作 者 等 の 權 利 に 關 す る 法 律 案	国会 九 十 三 回	訪 問 販 売 等 に 關 す る 法 律 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案		
国第 九 十 四 回	公 文 書 公 開 法 案	国会 九 十 四 回	利 息 制 限 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案	国会 九 十 四 回	公 立 幼 稚 園 の 學 級 編 制 及 び 教 職 員 定 數 の 標 準 に 關 す る 法 律 案	国会 九 十 四 回	沖 縄 縣 に お け る 駐 留 軍 用 地 等 の 返 還 及 び 駐 留 軍 用 地 跡 地 等 の 利 用 の 促 進 に 關 す る 特 別 措 置 法 案	国会 九 十 四 回	定 年 制 及 び 中 高 年 齡 者 の 雇 入 れ の 拒 否 の 制 限 等 に 關 す る 法 律 案	国会 九 十 四 回	國 家 公 務 員 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案	国会 九 十 四 回	地 域 交 通 整 備 法 案	国会 九 十 四 回	交 通 事 業 に お け る 公 共 割 引 の 國 庫 負 担 に 關 す る 法 律 案	国会 九 十 四 回	住 宅 保 障 法 案	国会 九 十 四 回	医 療 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案	国会 九 十 四 回	道 路 運 送 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案	国会 九 十 四 回	商 業 用 レ コ ー ド の 公 衆 へ の 貸 与 に 關 す る 著 作 者 等 の 權 利 に 關 す る 法 律 案	国会 九 十 四 回	訪 問 販 売 等 に 關 す る 法 律 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案		

●衆議院継続

(一七件)

律案	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	国会 第九十八回 三回
原子爆弾被爆者等援護法案	母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案	国会 第九十八回 四回
労働基準法の一部を改正する法律案	農産物の自給の促進及び備蓄の確保のための農業生産の振興に関する法律案	国会 第九十八回 七回
労働組合法案	総合食糧管理条例案	国会 第九十八回 八回
農民組合法案	全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	国会 第九十八回 一回
内閣総理大臣その他の国務大臣の資産の公開に関する法律案	刑法の一部を改正する法律案	国会 第九十八回 六回
国家公務員法の一部を改正する法律案	刑法の一部を改正する法律案	国会 第九十八回 七回
刑法の一部を改正する法律案	刑法の一部を改正する法律案	国会 第九十八回 八回
五	公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件 (全国鉄施設労働組合関係)	国会 第九十八回 六回
六	公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件 (国鉄千葉動力車労働組合関係)	国会 第九十八回 七回
七	公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規	国会 第九十八回 八回

●議決を求めるの件 (一七件)

定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本電信電話労働組合関係）

八 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国

定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国電気通信労働組合関係）

九 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全専売労働組合関係）

一〇 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本郵政労働組合関係）

一一 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全通信労働組合関係）

一二 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）

一三 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規

定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）

一四 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林业労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）

一五 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林业労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）

一六 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全印刷局労働組合関係）

一七 公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全造幣労働組合関係）

●予備費等承諾を求めるの件（七件）（いづれも前国会から継続）

●衆議院継続（七件）

○昭和五十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書（その2）（第九十八回国会提出）

○昭和五十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書（その2）（第九十八回国会提出）

○昭和五十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書（その2）（第九十八回国会提出）

○昭和五十六年度国有財産増減及び現在額総計算書（第十九十八回国会提出）

○昭和五十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書（その1）（第九十八回国会提出）

○昭和五十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書（その1）（第九十八回国会提出）

○昭和五十七年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書（その1）（第十九十八回国会提出）

○昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（第九十八回国会提出）

○昭和五十六年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（第九十八回国会提出）

●決算その他（六件）

●継続（三件）

○昭和五十六年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十六年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十六年度国税収納金整理

資金受払計算書、昭和五十六年度政府関係機関決算書（第九十八回国会提出）

○昭和五十六年度国有財産増減及び現在額総計算書（第十九十八回国会提出）

○昭和五十六年度国有財産無償貸付状況総計算書（第十九十八回国会提出）

○日本放送協会昭和五十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第九十六回国会提出）

○昭和五十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書（その2）（第九十八回国会提出）

○日本放送協会昭和五十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第九十八回国会提出）

(付) I 参議院役員一覧

(召集日 58. 7.18 現在)

役 員	召 集 日	会 期 中 選 任
議 長	木 村 瞳 男 君	
副 議 長	阿 具 根 登 君	
常 任 委 員 長	内 閣 高 平 公 友 君	
	地 方 行 政 大 河 原 太 一 郎 君	
	法 務 大 川 清 幸 君	
	外 務 後 藤 正 夫 君	
	大 藏 伊 江 朝 雄 君	
	文 教 長 谷 川 信 君	
	社 会 労 働 石 本 茂 君	
	農 林 水 産 谷 川 寛 三 君	
	商 工 斎 藤 栄 三 郎 君	
	運 輸 矢 原 秀 男 君	
	通 信 大 木 正 吾 君	
	建 設 青 木 薪 次 君	
	予 算 西 村 尚 治 君	
	決 算 安 恒 良 一 君	
特 別 委 員 長	議 院 運 営 遠 藤 要 君	
	懲 罰 小 林 国 司 君	
	國 民 生 活 寺 田 熊 雄 君	
	外 交 ・ 安 保 植 木 光 教 君	
	科 学 技 術 高 木 健 太 郎 君	
	環 境 稔 山 篤 君	
	災 害 対 策 赤 桐 操 君	
	選 挙 制 度 松 浦 功 君	
エ ネ ル ギ 一	沖 縄 ・ 北 方 板 垣 正 君	
	事 務 総 長 井 上 孝 君	
指 宿 清 秀 君		

(付) II 参議院会派別所属議員数表

(召集日 58. 7.18 現在)

会 派	任 期	① 昭61.7.7			② 昭64.7.9		
		議員数	全国区	地方区	計	比 例 代 表	選 挙 区
自由民主党・自由国民会議	136(6)	19(2)	50(1)	69(3)	19(3)	48	67(3)
日本社会党	43(3)	8(1)	13	21(1)	9(1)	13(1)	22(2)
公明党・国民会議	27(2)	9	4	13	8(2)	6	14(2)
日本共産党	14(5)	3(1)	4(2)	7(3)	5(2)	2	7(2)
民社党・国民連合	13(1)	3	3	6	4	3(1)	7(1)
参議院の会	10(1)	4(1)	1	5(1)	4	1	5
新自由クラブ民主連合	4	0	1	1	1	2	3
各派に属しない議員	2	1	0	1	0	1	1
欠 員	3	3	0	3	0	0	0
合 計	252(18)	50(5)	76(3)	126(8)	50(8)	76(2)	126(10)

※ ()内は婦人議員数